

令和元年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修実施要領

1 目的

障がい者の虐待の問題について、障がい福祉サービス事業者等の理解を深めるとともに、権利擁護センター及び虐待防止センターの職員や市町村等の障がい者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図ることを目的とし研修を実施します。

福祉施設等での虐待が、全国的に大きく報じられることがある中、本県においても障がい者虐待は毎年発生しています。重大な結果となる前に、何よりも未然防止が重要です。

☆山形県での平成29年度障がい者虐待の状況

- ・ 障がい福祉サービス事業者等による虐待件数（人数）は1件（1人）で、28年度と同数。
- ・ 養護者による虐待件数（人数）は9件（9人）で、28年度（8件・8人）より増加。

※平成30年度分については取りまとめ中

☆昨年度の研修概要

会津大学短期大学部幼児教育学科市川教授による、虐待の起きる原因及び防止と解決に向けた取組みについての講義。各コース別の、虐待事案への対応等についての演習等。

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

4 日程及び会場

(1) 庄内会場

日程：令和元年12月2日（月）午前9時20分～午後4時40分（受付 午前9時～）
会場：山形県庄内総合支庁 講堂、31号会議室、41号会議室
（住所：東田川郡三川町大字横山字袖東19-1）

(2) 村山会場

日程：令和元年12月3日（火）午前9時20分～午後4時40分（受付 午前9時～）
会場：山形県村山総合支庁 講堂、301号会議室、603号会議室
（住所：山形市鉄砲町2丁目19-68）

※ 各会場とも研修内容は同じです。

※ 受付は、各会場の講堂前（庄内総合支庁は4階、村山総合支庁は2階）にて行います。

※ 各会場とも駐車スペースが限られておりますので、可能な限り公共交通機関を利用されるか、乗り合せに御協力いただきますようお願いいたします。

5 受講対象者及び定員、研修内容

(1) 市町村・総合支庁等虐待防止担当職員研修コース

① 受講対象者

各市町村障がい福祉担当課職員、相談支援専門員等の相談支援事業者、各総合支庁等障がい福祉関係職員

② 定員 庄内会場：15名、村山会場：20名程度

③ 研修内容

- ・ 障害者虐待防止法の理解と虐待事案について
- ・ 事実確認調査における情報収集と面接手法 など

(2) 障がい福祉サービス事業所等設置者・管理者研修コース

- ① 受講対象者 障がい福祉サービス事業所等の設置者・管理者
- ② 定員 庄内会場：15名、村山会場：20名程度
- ③ 研修内容
・事業所における虐待防止体制の整備に向けて など

(3) 虐待防止マネジャー養成研修コース

- ① 受講対象者 障がい福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等
※ 各事業所において現場の職員に伝達研修を行っていただくことが効果的であると考えられることから、指導的な立場のサービス管理責任者等の受講を検討ください。
- ② 定員 庄内会場：40名、村山会場：60名程度
- ③ 研修内容
・施設・事業所における虐待防止研修の進め方 など

6 研修カリキュラム

別添のとおり

※ 研修カリキュラムは、今後変更する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 受講申込み方法

受講を希望する方の所属長は、必要書類を郵送又はFAXにてお申込みください。

(1) 申込み先

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉支援担当

FAX番号：023-630-2111

(2) 必要書類

令和元年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修受講者推薦書（別紙）

※ 推薦者の「代表者の職・氏名」欄は、署名又は記名押印をお願いします。

(3) 申込み締切 **令和元年10月18日（金）必着**

(4) 受講の可否の決定通知

受講可否通知は、令和元年11月1日（金）頃に受講希望者の所属長へ郵送予定です。

8 その他

(1) 参加費は無料ですが、旅費等の研修にかかる費用は各所属において負担してください。

(2) 研修の受講にあたっては、事前に次のマニュアルをお読みください。

① 市町村・総合支庁虐待防止担当職員研修コース受講者

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」

発行日：平成30年6月

発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

② 障がい福祉サービス事業所等設置者・管理者研修コース及び虐待防止マネジャー養成研修コース受講者

「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」

発行日：平成30年6月

発行：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

- (3) 上記マニュアルは、各コース共に研修当日必ず御持参ください。どちらも、本県ホームページ「健康福祉部」→「障がい福祉課」→「令和元年度山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修の開催について」からダウンロードすることができます。
- (4) 受講者に関する個人情報、研修の受講者名簿、履修状況管理等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

9 問合せ先

- (1) 研修の内容に関するお問合せ
〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団事務局 キャリア開発課 担当：高橋、稲毛、長谷川
TEL:023-623-9127 FAX:023-623-9123
- (2) 研修の申込みに関するお問合せ
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉支援担当 担当：後藤、中野
TEL:023-630-2275 FAX:023-630-2111